

2026年4月20日 バイオスマーク使用契約者以外のマーク利用に関するWEB説明会 Q&A

番号	分類	ご意見・ご要望の内容	ご意見・ご要望へのご回答
1	マーク使用	2026年4月20日WEB説明会資料 4項の「二次利用者」は、印刷を行う包装製造業者ではなく、内容物を販売する業者(パンメーカー) の事でしょうか。	認定事業者（インキメーカー）から提供された認定されたインキを用いて印刷を行う場合、印刷を行う包装製造事業者を含め、内容物を販売する事業者(パンメーカー) も二次利用者になります。二次利用リストはバイオスマークの使用契約者（認定事業者）が提出するもので、販売者、販売名（型式、品番があればこれも含める）を可能な限り記載して下さい。また、使用契約者より二次利用者へリストの提出を要請された場合は協力をお願いします。
2	マーク使用	マークの表示確認の連絡から回答までどのぐらいの期間が必要となる想定でしょうか。	協会ホームページに記載の通り、受付は17時まで、3営業日以内に回答します。急ぎの場合はできるだけ受付当日或いは翌日には回答しています。
3	マーク使用	マークを2次利用する印刷会社の者ですが、既にマークの表示確認で了承された印刷物に関して、修正のない増刷案件の受注の場合も貴協会およびインキメーカーへの表示確認の連絡が必要なのでしょうか。	表示確認で協会がマーク使用を了承した印刷物で、同じ印刷物を増刷する場合は協会への表示連絡は不要です。
4	マーク使用	マークの表示確認連絡をする場合は、マークがどの様に使用されるかの画像は不要でしょうか。先程の雛形には無かった様におもわれます。	バイオスマークの表示確認ではデザイン案を添付し、mark-design@jora.jpへメールを送付してください。二次利用について、使用契約者が各リスト（ひな型提示）を提出して下さい。このリストにはデザイン案は不要です。
5	マーク使用	例えば月刊誌などでマークの表示に変更がなくても新規の月刊誌なので申請が必要なのでしょうか。	表紙（表・裏）にマークを表示している場合、“〇〇月号”の記載等に変更があるので、表示確認の連絡は必要です。
6	マーク使用	印刷インキメーカー数社のインキを使用しているコンバーターですが、その数社のインキをまとめて自社で独自のバイオスマークを申請しているのですが、この場合は使用契約者になるのでしょうか。二次利用者になるのでしょうか。	バイオスマーク認定番号を取得している事業者は、認定事業者（使用契約者）になるので、二次利用者にはあたりません。
7	マーク使用	二次利用者側は、表示確認時に使用契約者様をCCに入れておけば、リストなどの提出は不要という認識でよろしいでしょうか。	二次利用リストは使用契約者が協会へ提出するものです。使用契約者から二次利用者に情報提供を求められた場合は協力をお願いします。

番号	分類	ご意見・ご要望の内容	ご意見・ご要望へのご回答
8	マーク使用	当社が受注する発注者が〇〇印刷などの場合、〇〇印刷会社が受注したエンドの顧客がありますが、この場合当社はどちらの社名を報告するのでしょうか。	貴社が認定事業者（使用契約者）の場合、〇〇印刷及びエンドユーザーを二次利用者としてリストに記載して提出してください。 貴社が二次利用者の場合、協会へのリスト提出は不要です。ただし、使用契約者から情報提供を求められた場合は協力をお願いします。
9	マーク使用	食品包装の印刷をしているメーカーです。様々な食品メーカーの包装の印刷をしているのですが、各商品毎全てでバイオマスマーク申請が必要になるのでしょうか。例えばスナック菓子の味違い、サンドイッチなどの具材違いでほとんどデザインが変わらない、マークの表示の仕方が変わらないものが多いです。	現在も原則、全数確認としておりますが、2026年6月1日以降は全数確認となります。味違い、具材違いも含めて表示確認の連絡をしてください。
10	マーク使用	Q&AはHPに載せて頂く事は可能でしょうか。	本説明会のQ&Aは当協会のHPに掲載する予定です。
11	マーク使用	二次利用リストの提出について、2026年6月1日以前にも使用した二次利用者は含めないということよろしいでしょうか。	ご認識通りで結構です（2026年4月20日WEB説明会資料参照）。 6月1日（諸規程改定）以降に新規契約または今回契約更新される事業
12	マーク使用	表示確認の際、版下データ提出時の情報セキュリティおよびデータ取扱いについてご教示ください。顧客の発売前製品に関する営業秘密情報を提出することとなるため、協会におけるデータ管理方法、万一情報流出が発生した場合の対応・保証等につき、既に定められた内容がございましたらご教示いただきたく存じます。	発売（上市）前の表示確認の場合、バイオマスマーク及び関連する説明文書部分のみが見える状態とし営業秘密部分は黒塗り等を行い見えない状態で連絡をお願いします。発売（上市）後に黒塗りの部分を解除し、全体デザインを使用契約者及び協会に連絡下さい。